

⑦ 自衛隊員倫理規程は守られていますか

1 自衛隊員倫理規程は、なぜ必要なのか？

倫理とは「人の守り行う道」のことであり、道徳とほぼ同じ意味です。公務を遂行するに当たっては、職務遂行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、防衛省・自衛隊に対する国民の信頼を確保・維持することが必要です。



国民の疑惑や不信を招く行為の防止



国民の信頼の確保・維持

2 心掛けるポイントは？

- ・ 国民の一部に対してのみ有利な取扱いをしない
- ・ 職務や地位を自分や自分の属する組織の私的利益のために用いない
- ・ 上司等による日頃の点検及び教育の実施

○利害関係者との禁止行為

- ・ 金品等をもらうこと
- ・ 無償でなんらかのサービスを受けること
- ・ 一緒に旅行に行ったり、ゴルフやマージャンをすること

○利害関係者以外の者との禁止行為

- ・ 社会通念上、相当以上の接待を受けること
- ・ 違反が疑われる行為について、うその報告をすること

職務に従事していないときでも、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを、常に認識しておかなければいけないんですね！



※ 利害関係者とは

- ・ 補助金等の交付の対象者となっている事業者等又は個人
 - ・ 防衛省との間において契約を締結している事業者等
- などであり、過去3年間に就いていたポスト（官職）の利害関係者も当該職員の利害関係者とみなされます。

⑦ 自衛隊員倫理規程は守られていますか

3 違反事例



隊員Aは、利害関係者である食品販売業者が納品する糧食の受入れに関して規格外品（海鮮物のサンプル品）について有償での納品をさせるなどの便宜を図り、その見返りとして、横浜市にある飲食店において、数十回にわたり飲食代金等を負担させる形で供給接待を受けました。

また、隊員Aは、別の食品販売業者と共謀し、後輩隊員Bに架空請求を行わせ、代金の一部である数十万円～数百万円をそれぞれ受け取るという詐欺行為をはたらきました。

【隊員A：免職】＋ 懲役3年（執行猶予5年）、追徴金約111万円

【隊員B：免職】＋ 懲役1年6ヵ月（執行猶予3年）

本事例においては、次の事項が問題です！

- 利害関係者からの供給接待受け
- 架空請求を行い利害関係者から代金の一部を受取る詐欺行為



【その他の違反事例】

- 利害関係者から会食及びゴルフの接待等を受けるとともに、中元、歳暮の贈与を受けた【減給】
- 調達要求行為を実施せずに、利害関係者から、ノート型パソコン等を無償で借り受けた。また、ノート型パソコンの修理を依頼し代金を同関係者に負担させた【停職】
- 利害関係者と共にゴルフ及び飲食をした際に、一部の料金を利害関係者に負担させるとともに、ゴルフの際には利害関係者の車に同乗した【減給】